

一般社団法人 日本ロンドンバス協会 会則

制 定 平成 29 年 3 月 3 日

最終改正 平成 30 年 4 月 30 日

**第 1 章 総 則**

(本会則の目的) +

第 1 条 一般社団法人 日本ロンドンバス協会 (以下「本会」という。) は、本会の定款に定める事項が円滑かつ公正に実施されることを目的として、本会則を定める。

(英文名称)

第 2 条 本会は、英文では London Bus Association of Japan と称し、その略称を LBAJ とする。

(支 部)

第 3 条 本会は、理事会の決議により、支部を設けることができる。

(本会の目的及び事業の実行)

第 4 条 本会は、定款第 3 条記載の目的及び事業項目について、毎年度ごとに事業計画並びに予算を作成し総会の承認を得てこれを実行する。

**第 2 章 会 員**

(会員の種類)

第 5 条 本会の会員の種類は、正会員及び賛助会員とする。本会則では、特に記載のない限り、正会員及び賛助会員を併せて「会員」と総称する。

- (1) 正会員 理事会の全会一致により承認された一般社団法人日本ロンドンバス協会の社員
- (2) 賛助会員 正会員以外の、法人、団体もしくは個人であって、理事会の承認を受けた者
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は、学識経験者で社員総会において推薦された者

2. 賛助会員は、一般社団法人 日本ロンドンバス協会の社員となることにより、本会の正会員となることができる。

(入会金及び会費)

第 6 条 会員は、入会金及び会費を負担する。入会金及び会費の額は細則に定める。

2. 既に納入された入会金及び会費については、理由の如何にかかわらずこれを返却しない。

(事業収入等)

第 7 条 事業収入等とは会費以外の収入を言う。

2. 既に納入された事業収入等については、理由の如何にかかわらずこれを返却しない。

(退 会)

第 8 条 正会員は、本会の定款に従って本会の社員でなくなったときは、本会を退会する。

2. 賛助会員は、1ヶ月以上前までに退会届を提出して、本会を退会することができる。

3. 賛助会員が、次の各号の一つに該当する場合は、退会届の提出がなくとも退会したものとみなす。

(1) 死亡または解散

(2) 破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の申立てをし、もしくは申立てを受けたとき、又は解散したとき

(3) 会費、その他本会に納めるべき費用等が定款に定める期限までに支払われなかったとき

(4) 除名されたとき

(除 名)

第 9 条 会員が、本会の名誉を著しく毀損し、又は設立の趣旨に反する行為をなしたるときは、正会員は本会の社員総会の決議によって、賛助会員は理事会の決議によって、除名することができる。

### 第3章 会 議

(会 議)

第 10 条 会議は、定款に定める社員総会（定時総会及び臨時総会）、理事会のほか、本会則に定める委員会等とする。

(議 決)

第 11 条 各会議の議事は、本会の定款及び法令に別途定めがない限り、出席者の過半数の議決による。

## 第4章 資産及び会計

### (資産)

第12条 本会の資産は次の収入による。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入
- (6) 資産より生ずる果実

### (資産の管理)

第13条 本会の資産は代表理事が管理し、その方法の基本原則は理事会によって定める。

### (経費)

第14条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

### (会計年度)

第15条 本会の事業会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年の2月末日に終わる。

### (暫定措置)

第16条 本会則の定めにかかわらず、止むを得ない事由により予算が成立しない場合は、理事会の承認により、予算が成立するまでの期間、前年度の予算に準じた収入及び支出を実行することができる。

2. 前項の収入及び支出については、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

## 附則

第1条 本会則は、一般社団法人 日本ロンドンバス協会設立日から施行する。

第2条 本会則の改廃は、理事会の議決による。

## 一般社団法人 日本ロンドンバス協会 会則 細則

(入会金及び会費、入会手続き)

第 1 条 本会則第 6 条に基づく会員の入会金並びに月額会費の金額は、次のとおりとする。

2. 会費は、その 3 ヶ月分ずつを各四半期当初 (3 月・6 月・9 月・12 月) に請求し、当月末までに支払うものとする。

会員の種別	入会金	月額会費
正会員	5 万円	1 万円
賛助会員	2 万円	5 千円

3. 本会則第 6 条に定める入会申込は、所定の書式により入会を申請し、入会金、月額会費 3 ヶ月分の納入を以って申込とする。

(年度途中で入会した場合)

第 2 条 毎会計年度 3 月 1 日以後に入会するものの会費については、入会申込日の四半期分の月額会費より納入するものとする。

(改廃)

第 3 条 本細則の改廃は、理事会の議決による。

### 附 則

第 1 条 本会則は、一般社団法人 日本ロンドンバス協会の設立日である平成 29 年 3 月 3 日を以って施行する。

以上